

(写)

龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月27日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第2号

龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第138号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第4条 期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が市規則で定める級以上であるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	（期末手当） 第4条 期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が市規則で定める級以上であるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。